

- ※1: 商業登記利用をご希望の場合には郵便物受取代行サービスへの加入が必須
- ※2: 郵便物受付サービスへ加入した場合には専用ロッカーサービスの契約必須
- ※3: 様々な利用形態があり、その目的に限りワーククラウンジエリアへの一時的入室が可

※3:複数機利用時のみ、その目的に限りクラウンシエリアへの一時的入室が可

